

論 文

「原文書」と戦国期の海上氏について

外山 信司

はじめに

「原文書」には、海上中務少輔・藏人が千葉胤富の発給文書に宛所として七例みえるほか、山城守・孫四郎・藤太郎・宮内大輔といった海上一族がしばしば登場する。千葉氏の東総支配の要として位置付けられた森山城（香取市岡飯田）に在城していた中務少輔・藏人は、その城将の中心であり、石毛氏・原氏（森山原氏）・安藤氏とともに「彼地在城之者之内、頭立衆四五人」と呼ばれる存在であった。⁽¹⁾

海上氏は平安末期に両総平氏の一族として登場したが、常衡とその子常幹を祖とするこの系統は、源平内乱期に勢力を失った。

これに対して、鎌倉幕府の樹立に貢献した千葉常胤の子である胤頼に始まる東氏の庶流としての海上氏が登場した。⁽²⁾胤頼の孫で勅撰歌人となり、東氏発展の基礎を築いた胤行（素暹）の弟である胤方は、下総国海上庄（銚子市・旭市の一部）を領して「海上次郎」を称し、常胤系海上氏の祖となったのである。海上庄は律

令制下の海上郡が荘園化したもので、三崎庄とも呼ばれ、横根郷（旭市横根）、本庄郷（銚子市本城町）、舟木郷（同船木町）、高上（同高神東町・西町他）、馬場（同馬場町）、飯沼（同飯沼町）、松本（同松本町）などの多くの郷や村があり、これらを名字の地とする庶子家が庄内に広がっていた。海上惣領家は飯沼観音として知られる円福寺（真言宗、銚子市）や常灯寺（真言宗、銚子市常世田町）を外護するとともに、室町期には鎌倉公方の奉公衆となり、⁽³⁾戦国期には中島城に拠って銚子地方に大きな勢力を有した。⁽⁴⁾

鎌倉期から室町期の海上氏については、小笠原長和氏、川名登氏、篠崎四郎氏、横田光雄氏、高森良信氏をはじめとする先学の豊富な研究があるが、⁽⁵⁾戦国期に関する研究は系譜関係などの基礎的事実についても不明であり、ほとんど進展していない。そこで小稿では、戦国末期の千葉氏と海上氏との関係について述べるとともに、千葉大学大学院での原文書講読会における「原文書」の読み込みの成果を紹介しつつ、戦国期の海上氏の在り方を素描し

ていきたい。

一 千葉胤富と海上氏

戦国末期の千葉氏は「海上千葉氏」と称される存在であった。弘治三年（一五五七）に千葉親胤が没すると、その庶兄に当たる胤富が千葉宗家を継承したが、胤富は海上氏と深いかわりを有していたのである。⁽⁶⁾

戦国末期に原形が成立したと考えられる『千学抄抜粹』には、胤富の父である千葉昌胤について次のように記されている。

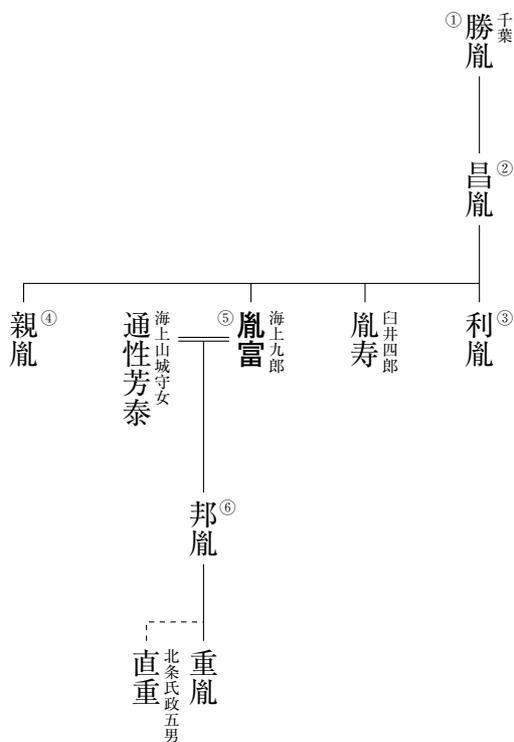
一、昌胤、常天と称す、御捐館年五十一、法諡法阿弥陀仏、実(五四六)に天文十五年丙子正月二十七日也、御子二人、長子利胤、

二男胤寿(ヨリ)白井四郎、三男胤富(トム)海上九郎、四男は親胤也、

これにより千葉氏の家督を継承する以前、胤富は「海上九郎」を称し、海上氏の名跡を継いでいたことが明らかに「系図」。

近世に成立した『千葉大系図』によれば、胤富の妻（通性芳泰）は海上山城守の女であり、森山城下にその法号を山号・寺号とする通性山芳泰寺（曹洞宗）が菩提寺として建立され、彼女は胤富の嫡子邦胤の生母であった⁽⁸⁾。これらによって昌胤の庶子であった胤富が、婿入りするかたちで海上氏を継承したことが判明する。こうして胤富は海上氏に支えられて森山城に入ったのである。しかし、黒田基樹氏が指摘しているように、胤富が継いだの

戦国期千葉氏略系図



①～⑥は千葉家当主（本佐倉城主）の継承順
（『千学集抜粹』等により作成）

は海上惣領家ではなく、森山城のある東庄を地盤とする、山城守を称する家であったと考えられる。⁽⁹⁾

後に胤富は古河公方足利義氏に、海上氏の名跡を千葉能化丸が継ぐことに定まった旨を言上し、義氏もそれを認めている⁽¹⁰⁾。このように胤富が海上氏の家督を相続する人物を決め、しかも胤富に近い存在と考えられる千葉能化丸を、あたかもかつての胤富と同じように海上氏に送り込んでいることがわかる。このようなことができたのも、胤富が海上氏を継承していたからであろう。なお、義氏の了承を得ているのは、千葉氏の上位権力である古河公方の承認によって円滑に家督継承を行うためと、海上氏が鎌倉公方の奉公衆であったためと考えられる。ちなみに、天正七年（一五七九）に千葉邦胤が受領状を与えた海上山城守（胤保力）は、

この千葉能化丸と考えられる⁽¹¹⁾。

ところで、昌胤は長男の利胤に家督を継がせたが、利胤は昌胤のわずか一年後の天文十六年（一五四七）に没し、利胤には子がいなかったため弟の親胤が千葉宗家を継いだ。この時点で既に胤寿は臼井氏を、胤富も海上氏を継いでいたので、親胤が千葉氏を継承することになった。昌胤には男子が四人いたにもかかわらず、『千学集抜粹』が「御子二人」としているのは、他家に養子として入った胤寿・胤富を除いたためである。

また、常胤以降の千葉宗家歴代当主の実名のうち、通字である「胤」が先に来るのは、胤直と胤富のみである。千葉氏においては、宗家当主が一族家臣に「胤」の字を与え、これを拝領した側は「胤」を上にした実名を名乗ることになっていた。偏諱を与える、一字を拝領するといった行為は、惣領と一族であることや主従関係を確認するうえで大きな役割を果たしたのである。このように考えると、胤富という実名は千葉家当主に相応しいものではなく、一族家臣としてのものと言えよう。胤寿・胤富は父昌胤から偏諱を与えられ、一族家臣に列したのである。

ところで、親胤は『千葉大系図』や『千葉伝考記』などの近世に成立した諸書によれば、家臣によって殺害されたという。『千葉伝考記』は親胤について「剛愎驕慢にして、国政をなすに往々私あり。」とし、「故に氏族諸臣之を疎んじ、信服せず。其の兄胤富に家督を継がしめんと」して親胤を弑したとされるが、親胤の

性格に関する記述は、胤富の千葉宗家継承を正当化するための曲筆に他ならない。また、戦国期の千葉家菩提寺である海隣寺（佐倉市）にあった阿弥陀如来像は、千葉氏のもとで活躍した仏師浄慶の作であるが、非業の死を遂げた親胤の怨霊を鎮めるために胤富によって造像されたという指摘がある⁽¹³⁾。

このような視点からみると、親胤殺害とこれによる胤富の千葉氏継承は、「佐倉千葉氏」から「海上千葉氏」への交代ということができる。

なお、「原文書」などにみられる「鶴丸型黒印」は、胤富の代に使用された印判であり、邦胤の「龍朱印」とともに戦国期の千葉氏の印判として注目される。この「鶴丸型黒印」は既に小笠原長和氏が指摘されているように、海上氏の紋章に由来すると考えられる⁽¹⁴⁾。『千学集抜粹』の「惣代七社の事」には、海上氏の紋について次のようにみえる。

一、海上の紋はむかしは九曜にて、小紋ハ鶴の丸也、頼朝当国を討たれける時、三家六東(密)まゐられける、海上太郎常幹に、御扇に鶴亀ついたるをハ御手移しに給ハリける、夫よりして小紋には鶴亀をそせられける、海上ハ丸鶴也、そし(庶子)ハ舞鶴也、

これによって海上氏の小紋が「鶴の丸」であり、「鶴丸型黒印」はこれに基づいて作成されたことがわかる。この印判も、胤富が海上氏から千葉宗家を継いだことを表しているであろう。

こうして千葉宗家を継承した胤富は、森山城から本佐倉城（酒々井町・佐倉市）に移り、かつて胤富が在城していた森山城は、千葉氏の東総支配の中枢となった。「原文書」は多様な文書によって構成されるが、敢えて述べるならば、千葉氏の発給文書は本佐倉城の胤富・邦胤から森山城の周辺での軍事動員や森山城の拡張・普請、森山城周辺における水運の掌握、そして森山城により領域支配が行われている地域、すなわち森山領の支配のために出された文書群とすることができる。このような「原文書」の基本的な性格は、海上氏と深いかかわりを持っていた胤富が千葉氏を継承したことによってもたらされたものである⁽¹⁵⁾。

また、千葉氏の妙見信仰は広く知られているが、『千学集抜粹』や『千葉妙見大縁起絵巻』にみられるように、海上氏の一族である本庄氏が妙見の祭祀に大きな役割を果たしていた⁽¹⁶⁾。これも戦国期における千葉氏と海上氏との関係に基づいていると考えられる。

二 「千葉胤富条書」にみる海上氏

「千葉胤富条書」は「原文書」のなかでも豊富な内容を持つ史料である⁽¹⁷⁾。胤富が森山城将の海上蔵人・石毛大和守に宛てた長文の文書で、冒頭に「覚」とあり七箇条にわたって記され、胤富の花押が据えられている。

本章では、この「千葉胤富条書」を中心に、従来注目されていなかった戦国期の海上氏、特に常陸との関わりについて述べることにする。なお、千葉大学大学院原文書講読会において、筆者も海上氏について若干の報告を行ったが（二〇〇九年五月二十七日、六月三日、十一月四日）、本稿は和氣俊行氏の報告（同年五月二〇日）、遠山成一氏の報告（同年六月二四日、一〇月七日）及び佐藤博信氏の教示、そしてこれらをもとにした参加者諸氏による議論の成果に負うところが多大であることを明記しておきたい。さて、その一箇条目の冒頭は、次のようなものである。

一、海上藤太郎、桜井太郎左衛門以下五六人之あひた、御あつかひなされ候、其外之者共二ハ、年貢田を手作として、所をさためられ、あひわたされ候、（以下略）

胤富は忠節を励んだ家臣たちに給恩を与えることについて、海上藤太郎、桜井太郎左衛門以下五六人の家臣には「御あつかひなされ候」と述べ、桜井太郎左衛門に名字の地で本領である桜井（銚子市桜井町、もしくは香取市桜井）を宛行おうとしているので⁽¹⁸⁾、彼らは村レベルの所領を知行として給付される上級家臣であることがわかる。彼らは森山領内の村郷領主で、胤富の権力を支える存在であり、その筆頭に海上藤太郎がみえることは注目される。

この藤太郎については、平姓の海上氏でありながら仮名に「藤」という字を用いており、常陸鹿島の根本寺（茨城県鹿嶋市）に弘治四年（一五五八）六月十七日付けで寄進状を出している海上藤

七郎治繁との関連が想起される⁽¹⁹⁾。

ちなみに胤富の家臣団には、「年貢田」、つまり胤富に年貢が納入される田地（直轄領）を引き渡され、そこで手作、すなわち自ら農業経営を行う「其外之者共」もいたことがわかる。彼らは地主・上層農民層であり、海上・桜井氏などの上級家臣に寄子として付される存在であったと考えられる。彼らが胤富の軍事力の基盤を形作っていたのである。

次に五箇条目について検討したい。

- 一、鹿嶋無事に付て、是よりことハりにおよひ候ことくハ、海上宮内太輔と、け候て、常州へまかりうつり候もの、一円二三庄へ出入かなふへからさる由、相定候間、其心得尤候、但、宮内太輔方へ手きれいたし、当国にて、旦那なとり候はんものハ、国中のはいくわいハ、いたすべく候、それも三庄へ之出入をハ、あひやめらる乃事

まず「鹿嶋無事」と「海上宮内太輔と、け候て、常州へまかりうつり候もの」などの記述から、鹿嶋地域で起きた戦乱状態が終息し平穩に戻ったこと、海上氏の一族家臣のうち常陸に移っていた者があり、その中心人物が宮内太輔であったことがわかる⁽²⁰⁾。

なお、これとの関係は定かではないが、『千学集抜粹』の「本庄苗子海上を退散の事」には次のような記事がみえる。

- 一、常見・海応ハ兄弟也、弟海応、兄常見の子松王殿を害しける、松王殿方人本庄神四郎も打れにけり、海応の子は千く

ミ殿と申也、狭間の真恵法印、鹿島へ落て死せり、松王殿深く引せ給ひしゆゑ也、本庄大和守二つ子の年の事也、其時鹿島へ落て源五郎・源七郎とて二人の子を持給ふ也、四月六日千くミ殿打死ハ海上将監かわさ也、天正四年丙子まで凡三十五年なり、

海上一族で内紛が起き、海応は兄常見の子である松王を殺害し、松王方に属した本庄神四郎も殺された。狭間の真恵法印は海上氏と関係の深い僧侶と考えられるが、鹿島に落ちて死去した⁽²¹⁾。これらは神四郎の子の本庄大和守が二歳の時の出来事であった。大和守も鹿島に落ちのび、そこで源五郎・源七郎という二子を持った。しかし、海応の子である千くミ殿も海上将監によって討たれてしまった。

判然としない部分があるものの、概略はこのようになる。本庄氏は海上庄本庄郷を名字の地とする有力な海上氏の一族であるが、この内紛によって海上庄から没落して常陸鹿島に移ったのである。鹿島は松王方の拠点であり、海上氏が香取の海対岸の鹿島にまで勢力を伸ばしていたことがわかる。このことは、先に触れた海上治繁による根本寺への寺領寄進によって裏付けられる。鹿島に移った海上氏については、同じ『千学集抜粹』の「惣代七社の事」にも「胤定伊賀守子孫ハ、常陸鹿島へ移りおわします」とある。結局、この騒動は海応の子千くミが海上将監に討たれたことによって終息したようであるが、それはこの記事が書かれた天

正四年(一五七六)の三五年前、つまり天文一〇年(一五四一)年のことであろう。このように海上一族で内紛が起き、一方が鹿島に移って同地を拠点としていたという点で、「千葉胤富条書」とまさに共通した構図を見いだすことができる。

話を「千葉胤富条書」に戻すと、海上宮内太輔と関係を結んで常陸に移った者たちが「三庄」(森山領を構成する海上庄・東庄・木内庄の三つの荘園か)に出入りすることが禁じられている。⁽²²⁾しかし、これを定めたのは森山城将の海上藏人・石毛大和守であり、胤富は「其心得尤候」と海上・石毛の決定を追認したに過ぎない。

つまり、常陸に勢力を持つ宮内太輔と藏人をはじめとする下総の海上氏との間に対立が生じており、胤富は下総の海上氏を支持したことがわかる。かつて海上氏の名跡を継いで森山城に在城し、下総の海上氏を自己の権力基盤とする胤富にとって、これは当然のことである。

そして、常陸に移った者であっても、宮内太輔方と「手きれ」、つまり関係を絶って、下総で新たな旦那(主人)を持った者については、下総国中(千葉氏の領国)での徘徊(活動)を「いたすべく候」と述べて、胤富は積極的に認めている。⁽²³⁾香取の海を舞台とする水運と流通活動が、領国の繁栄に必要であると認識していたからであろう。

しかし、胤富は国中での活動を許可しながらも、あくまでも

「三庄」への出入りだけは禁じている。これは藏人ら下総の海上氏からの強い要請によるものと考えられる。藏人らは、元々海上庄に地盤を持っていた宮内太輔方によって、「三庄」における既得権益が侵害されることを恐れたのである。胤富は領国経営という視点と藏人らの要求との妥協点を探り、「三庄」への出入りのみを認めないというかたちを取ったのであろう。

以上のように、この条目は海上一族における、常陸に勢力を持つ者と下総に残った者との対立を前提に理解することができる。両者の背後にはそれぞれ水運業者や流通商人がおり、それらの利権をめぐる対立が海上一族の内紛を複雑化させていたと考えられる。また、下総の海上氏やこれに近い存在である石毛・原・安藤氏らに支えられ、時には彼らの行動を追認し、実質的には彼らに左右される存在であった千葉胤富の権力の在り方も窺い知ることができる。

おわりに

三方を水に囲まれた海上庄の地は、香取の海と呼ばれた広大な内海と太平洋の接点に位置するという地理的条件に恵まれ、中世から近代に至るまで水運の要地であった。また、戦国期には、横根郷などの九十九里浜北部では製塩が盛んであったが、⁽²⁴⁾その塩も香取の海沿岸の津に運ばれていた。香取の海に面した野尻の津

(野尻河岸)を拠点に活躍した宮内氏は、当地における水運の繁栄を象徴する戦国期の流通商人であった。⁽²⁵⁾宮内氏のような流通商人を通して水運と流通を掌握することは、海上氏の権力の源泉であった。

海上氏の名跡を継いでいた胤富は、海上氏をはじめ、石毛氏や原氏などの香取の海沿岸に蟠踞した勢力を基盤とすることによって力を伸ばし、彼らの上位権力としての地位を得たのである。千葉宗家を出自とするという貴種性も、彼らの結節点となるうえで大きな役割を果たしたであろう。

やがて胤富のもとに結集した海上氏をはじめとする東総地域の勢力と、親胤を支えた本佐倉城周辺の勢力との間で、権力闘争が引き起こされ、その結果として胤富が千葉氏当主の座に就いたのである。これが「海上系千葉氏」の成立に他ならない。

しかし、このようにして形成された胤富の権力は、必然的に海上氏たち東総地域の勢力によって影響を受けるものであった。

「没落過程における千葉氏にあって掉尾の勇を振った」と評価される胤富であるが、その権力は限界を有したのである。⁽²⁶⁾「原文書」は、その丹念な読み込みによって戦国期の千葉氏権力の在り方を明らかにすることができる史料として、高い価値を有しているのである。

注

- (1) 「北条氏政カ条書案」『千葉縣史料 中世篇 諸家文書補遺』(一九九一年)の「原文書」二二八号、『千葉市史 史料編3 近世』(一九八〇年)の「下総原文書について」四六号、『千葉縣史料 中世篇 縣外文書』(一九六六年)の七八四号。ただし『千葉市史』と『縣外文書』は東京大学史料編纂所蔵の影写本(「越前原文書」)による。
- 森山城については、拙稿「原文書に見る森山城―戦国末期における支城の考察―」(『千葉城郭研究』二二号、一九九二年)を参照。
- (2) 東氏については、拙稿「鎌倉時代の東氏―東国武士の歌の家―」(『千葉県史研究』一一号別冊「中世特集号 中世の房総、そして関東」二〇〇三年)等を参照。
- (3) 山田邦明「鎌倉府の奉公衆」(『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在地社会―』(校倉書房、一九九五年。初出は一九八七年)に所収)。
- (4) 中島城については、『千葉県中近世城跡研究調査報告書 第一集―中島城跡・鹿渡城跡測量調査報告―』(千葉県教育委員会、一九九一年)、井上哲朗「中島城跡」(『千葉県の歴史 資料編 中世1(考古資料)』一九九八年)等を参照。
- (5) 小笠原「下総三崎荘の古寺と海上千葉氏」『中世房総の政治と文化』吉川弘文館、一九八五年。初出は一九六九年)。

同「銚子地方の中世文化―下州引攝寺の所在、並びに猿田神社奉納俳諧銅板を中心に―」(『海上町史研究』二四号、一九八六年)、川名「下総三崎荘と海上氏」(同)、篠崎「海上氏と円福寺文書」(『銚子市史』一九五六年)、横田「九条家領下総国三崎荘について」(『千葉県歴史』四二・四三号、一九九二年)、同「下総円福寺と守護、国人」(『国史学』一五一号、一九九三年)、高森「海上氏の墳塋と菩提寺考(海上城主の墓石と菩提寺をめぐる諸問題)」(千葉市立郷土博物館『研究紀要』二号、一九九六年)等がある。海上氏関係史料は『海上町史・資料編1』(一九八五年)に集成されている。

(6) このことについては、前掲「原文書に見る森山城」で言及した。

(7) かつては「千学集抄」(『改訂 房総叢書 第二輯』一九五九年)と呼ばれていたが、『妙見信仰調査報告書(二)』(千葉市立郷土博物館、一九九三年)で国立公文書館所蔵本が翻刻され、史料的价值が高まった。本稿もこれによる。

(8) 『千葉大系図』は『改訂 房総叢書 第五輯』(一九五九年)所収。

(9) 『千葉県の歴史 通史編 中世』(二〇〇七年)の第二章「房総における国衆の展開」第一節「千葉氏の領国支配」。

(10) 「足利義氏書状」(『興野文書』、『千葉県の歴史 資料編 中世4(県外文書1)』二〇〇三年)。能化丸は、胤富の庶

子であろう。

(11) 「千葉邦胤受領状写」(下総崎房秋葉孫兵衛旧蔵模写文書集)の「銚子浦某家旧蔵文書」、『千葉県の歴史 資料編 中世3(県内文書2)』二〇〇一年)

(12) 前掲『改訂 房総叢書 第二輯』所収。同様の記述は『千葉大系図』のほか、『千葉実録』(『改訂 房総叢書 第二輯』所収)等にもみることができる。

(13) 川戸彰「における一仏師の活躍―その墨書銘をめくって―」(『千葉県の歴史』一三号、一九七七年)

(14) 「下総千葉氏に関する諸問題」(前掲『中世房総の政治と文化』。初出は一九七七年)。「戦国期千葉氏関係文書」(『旭市史 第三巻』一九七五年)にも同様の記述がある。なお、千葉氏の印判については、市村高男「関東における非北条氏系領主層の印章」(有光友學編『戦国期 印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇六年)にも言及がある。

(15) このことについても、前掲「原文書に見る森山城」で言及した。

(16) 『千葉妙見大縁起絵巻』は、千葉市教育委員会によって一九九五年に刊行されている。

(17) 前掲『千葉縣史料 中世篇 諸家文書補遺』の「原文書」一六号、同『千葉市史 史料編3 近世』の「下総原文書について」九号、同『千葉縣史料 中世篇 縣外文書』の六二

○号。

(18) しかし桜井を宛行うことはできず、胤富は替地として長塚(銚子市長塚町)を与えようとしている。

(19) 「海上治繁寄進状」(「根本寺文書」、前掲『千葉県歴史資料編 中世4(県外文書1)』)。

ちなみに「鹿島大禰宜系図」(「鹿島東禰宜系図」『続群書類従・第七輯下 系図部』)では、東氏の出身で鹿島神宮の禰宜家の養子となった勝繁について詳細な注が付されているが、これは香取の海を挟んだ下総・常陸両国を舞台として永正期に起きた「鹿島大乱」に関する記述である。永正一六年(一五一九)には「海上衆」や「イスケ(石毛カ)」が鹿島を攻めたが敗れ、翌年に「鹿島和談」となったという。東庄の上代桜井の出である「桜井家風」として「繁」を通字とする一族が多くみえ、海上治繁との関係も考えられる。『鹿島治乱記』(『群書類従二一輯合戦部』)は、この大乱を題材とした軍記物である。これについては、飛田英世「史実と虚構の中世―鹿島治乱記の世界―」(『鹿島中世回廊 古文書にたどる頼朝から家康への時代』鹿島町文化スポーツ財団、一九九二年)参照。

(20) 他の史料や系図類にも宮内太輔を名乗る海上氏を見いだすことはできず、その系譜や鹿島との関係については不明である。

(21) 狭間の法印は、海上庄内にいた僧侶で、海上一族の出身と考えられる。銚子市南小川町に小字「狭間」、同余山町に小字「ハサマ」がある。

(22) 「鹿島大禰宜系図」(注(19))には「三庄」「三庄ノ衆」との表現がみえるが、記載された地名や寺社(樹林寺・玉子大明神(東大社)・貝塚新宮・東福寺)などから東庄を含む地域と考えられる。この史料は、佐藤博信氏の教示による。

(23) 徘徊を認められたのは、商人や宗教者等であろう。

(24) 永禄八年(一五六五)七月二〇日付け「千葉胤富判物」(前掲『千葉縣史料 中世篇 諸家文書補遺』の「原文書」一号、同『千葉市史 史料編3 近世』の「下総原文書について」三号、同『千葉縣史料 中世篇 縣外文書』の八一二号)には、須賀(旭市)で製塩が行われ、千葉氏が塩竈や塩舟に税を課したり、塩荷の統制をしていたことがみえる。

(25) 宮内氏と海上庄付近の流通については、滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」(千葉歴史学会編『中世東国の地域権力と社会』岩田書院、一九九六年)に詳しい。「宮内文書」は滝川論文に翻刻されているほか、『下総旧事』にみることもできる(前掲「戦国期千葉氏関係文書」『旭市史 第三卷』所収)。

(26) 小笠原「戦国末期における下総千葉氏」(前掲『中世房総の政治と文化』、初出は一九七〇年)。前掲「戦国期千葉氏関

「係文書」にも同様の記述がある。